

# 高井戸第三小学校の放課後等居場所事業について

令和5年4月から、高井戸第三小学校内において、放課後等居場所事業を実施しますので、本事業の概要をお知らせします。

## 1 高井戸第三小学校の放課後等居場所事業とは

- これまで、下高井戸児童館において、放課後等に小学生が思い思いに過ごしてきた居場所の機能を、高井戸第三小学校（以下、「高井戸第三小」という。）内に継承し充実を図るものであります。
- 具体的には、専科棟2階の「視聴覚室」を受付や室内遊びの拠点とし、従前の児童館と同様、ボードゲームやけん玉、読書などの遊びを行うほか、教育活動に支障のない範囲で特別教室等を活用させていただき、一年生歓迎会やプラ板づくりなど、季節の行事や多様なプログラムも、適宜、実施します。また、校庭や体育館などの広いスペースを活用し、サッカーやドッヂボールなど、子どもたちのニーズを踏まえた、ダイナミックな体を動かした遊びも行います。
- 事業の運営に当たっては、児童の安全・安心を確保するため、運営スタッフが見守りを行います。
- 事業実施日時は下表のとおりです。ただし、臨時休業日や学校施設を使用できない日は実施しません。また、学校から帰宅せずに、ランドセルを持ったまま利用することができます（一度帰宅し、最終下校時刻以降に再登校しての利用も可能です）。
- 土曜日や夏休み等も利用可能で、お弁当を持参して食べることができます。
- 新型コロナウイルス感染予防のため、使用したおもちゃの消毒等を行うなど、十分に留意して事業を実施します。また、現在実施している小学校（14校）についても、十分な換気等をしながら密にならないよう工夫したうえで実施しています。

### 【事業実施日時】

実施日		実施時間	備 考
平日	学校がある日	放課後～午後6時	
	学校休業日	午前10時～午後6時	振替休校等を含む（ただし学校閉鎖等臨時休校は含まない）
土曜日	学校がある日	放課後～午後5時	
	学校休業日	午前9時～午後5時	

※事業を実施しない日・・・日曜、祝日、年末年始、台風や学校閉鎖等による臨時休業日、学校行事がある日、その他学校施設を使用できない日

## 2 事業の実施主体等について

- 日常の運営は、高三学童クラブ運営事業者（社会福祉法人 福音寮）に総合的・一体的に委託して実施する予定です。
- 学校との活用するスペース等の調整や、運営に関する指導・助言等の必要な支援は、適宜、（仮称）子ども・子育てプラザ下高井戸が行い、委託後も区が責任をもって実施していきます。
- 適宜、学童クラブの児童と一緒に参加できるプログラムを実施し、相互の児童の交流を図っていきます。

## 3 利用の流れ

### （1）事前手続きについて

○利用には事前の申込みが必要です。令和5年3月頃に学校を通じて「利用案内」及び「利用申込書」を配布します。内容をご確認の上、はじめて利用する前に利用申込書を提出していただきます。年度の途中でも随時申込み可能で、一度利用申込書を提出していただければ、その年度は継続して利用することができます。

### （2）当日の利用について

○児童館と同様に、出欠管理は行いませんので、「今日は利用する（しない）」の連絡は不要です。利用の際は、事前に保護者とお子さんで帰宅時間などを約束しておいてください。  
○利用当日は、授業終了後ランドセルを持ったまま、拠点となる「視聴覚室」に移動します。受付の名簿にチェックし、ランドセルを所定の場所に置き利用します。利用の際、児童はビブスを着用します。帰るときは、名簿に帰宅時間を記載して帰ります。

## 4 今後の予定

- 令和5年4月からの本格実施に向けて、1月18日（水）、2月22日（水）、3月8日（水）の放課後に、高井戸第三小学校の児童を対象とした試行的取組（プレ）を実施します。実施の詳細や申込書については、後日、学校を通じてご案内・配布いたします。
- 試行的取組（プレ）を実施する中で、子どもたちのニーズ等を確認しながら、4月の円滑な実施につなげていきます。

## 5 本事業に関する『よくある質問と回答』

Q：定員はありますか。

A：定員はありません。年度に一度申込みをしていただければ、いつでも自由に利用できます。ただし、特定のプログラムにおいては、児童の安全管理のため、定員を定めて実施する場合があります。

Q：おやつを持ち込むことはできますか。

A：学校施設を活用するため、おやつを食べることはできません。なお、夏休みや土曜日等の学校の授業が無い日については、持参したお弁当を食べることができます。

Q：学童クラブと放課後等居場所事業の両方を利用することはできますか。また、学童クラブを利用する児童と、放課後等居場所事業を利用する児童が一緒に遊ぶことはできますか。

A：学童クラブを欠席して利用する取扱いにより、学童クラブに入会している児童も、放課後等居場所事業の申込みがあれば利用可能です。また、日々の校庭遊びや、学童クラブの児童と放課後等居場所事業の児童の交流を図るためのプログラム等については、学童クラブを欠席する取扱いとせずに利用することができます。

Q：利用料はかかりますか。

A：無料です。ただし、プログラムによっては材料費を負担していただく場合があります。

Q：プログラムの予定はどうやって知ることができますか。

A：翌月の予定を掲載したおたよりを毎月作成し、学校を通じて配布します。



この事業についてのお問い合わせ先

杉並区子ども家庭部児童青少年課計画調整担当 電話：03-3393-4760